

○児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年 月 日雇児発第 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u></p> <p>①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

(3) ～ (5) (略)

新	旧
<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 <small>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> ①定員20人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</small></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 <small>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</small></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 <small>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 <small>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)</small></small></p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3) ～ (5) (略)

新	旧
<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> ①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1 実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、1 実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(3)～(5) (略)

を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3)～(5) (略)

新	旧
<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u></p> <p>①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>

(1) (略)

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。
ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。

①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。

③都道府県等が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、1 実施主体につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1 施設指定できること。ただし、1 実施主体において、施設種別を通じた総施設数が20 施設を超える場合は、必要に応じさらに1 施設指定できること。以下、同様に30 施設増える毎にさらに1 施設指定できること。

(3) ～ (5) (略)

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。

(3) ～ (5) (略)

